

静岡文化芸術大学授業アンケートの実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学（以下、「本学」という。）において実施する学生による授業アンケート（以下「授業アンケート」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 授業アンケートを通して、授業担当教員が授業の改善・工夫を図り、本学の教育活動の質の向上に資することを目的とする。

(実施対象科目)

第3条 授業アンケートは、静岡文化芸術大学学則第25条に基づき開講されるすべての科目を対象とする。

2 教学IR委員会は、授業アンケートの対象とならない科目について別に定めることができる。

(授業アンケートに係る組織)

第4条 授業アンケートに係る組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教学IR委員会

(2) FD・SD部会

2 教学IR委員会は、授業アンケートの内容の検討、実施に係る企画、集計・分析を行う。また、学生による回答データ、集計データ、分析等のために加工したデータ（以下「集計データ等」という。）を管理する。

3 FD・SD部会は、授業アンケートの実施を行う。

(授業アンケートの内容)

第5条 授業アンケートは、次に示す授業改善および本学の教育の質保証に関する点検・評価に必要な内容により構成する。

(1) 授業改善のための意見を聴取する内容

(2) 授業へ取り組む態度および得られた学修成果に関して学生が自己評価する内容

(3) その他の、教学IR委員会が必要と認めた内容

(授業アンケート項目)

第6条 授業アンケートの項目は、教学IR委員会が検討の上、教育研究審議会が定める。

(実施方法)

第7条 授業アンケートは、科目毎、各学期末の授業時間内に実施する。

2 教学IR委員会は、各授業アンケートの集計結果および自由記述回答について、学生個人を特定できない形で各科目担当者に提示する。

3 前2項に定めるもののほか、授業アンケートの実施方法に関し必要な事項は、教学IR委員会が定める。

(授業アンケート結果の取扱い)

第8条 教学IR委員会は、集計データ等を管理する。

2 集計データ等は、電子媒体で10年間保存する。

3 教学IR委員会は、授業アンケートの集計結果等を教育研究審議会へ報告する。

4 集計結果等については、当該教育部局にフィードバックすることとし、その内容については当該教育部局長の責任と判断により、有効に活用するものとする。

5 学長、副学長、学部長は授業アンケートの集計結果等について点検し、各科目の授業担当者に問い合わせ、意見を述べることができる。

(授業アンケート結果の公開)

第9条 本学は、本学の教育に関する説明責任を果たすため、授業アンケート結果について、適切な方法により学内外に公開する。

2 授業アンケート結果の公開に関し必要な事項は、教学IR委員会が定める。

(事務)

第10条 授業アンケートに関する事務は、教務・学生室が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。